

# 第11 林 業 の 部

## 解 説

この部には、「2020年農林業センサス（農山村地域調査）」、「木材統計調査」、「木材流通統計調査」及び「林業産出額」の結果から林野面積、素材生産量、林業産出額、製材品出荷量、木材チップ生産量、製材工場数、素材・木材チップ価格等に関する統計を掲載しています。

なお、「2020年農林業センサス（農林業経営体調査）」の結果である林業経営体数については、「1 農林業経営体及び農家の部」に掲載しています。

### 1 調査の概要

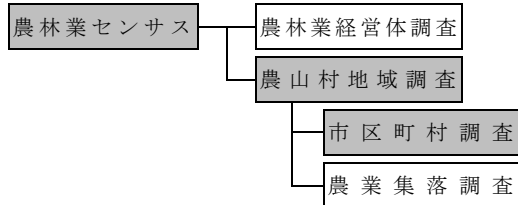
#### (1) 農林業センサス

##### ア 調査の沿革

林業センサスは、昭和35年から10年ごとに実施してきましたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降5年ごとに実施しています。

##### イ 調査の体系

（網掛部分は、この部に掲載している調査）



##### ウ 調査の目的

食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施しました。

##### エ 調査期日

令和2年2月1日

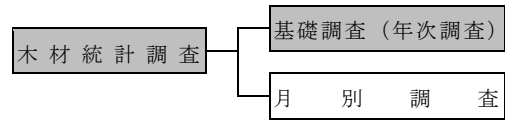
##### オ 調査の方法

農山村の現状を把握する農山村地域調査のうち、市区町村調査については、全ての市区町村を調査対象とし、オンライン等による調査を行いました。

#### (2) 木材統計調査

##### ア 調査の体系

（網掛部分は、この部に掲載している調査）



##### イ 調査の目的

素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的としています。

##### ウ 調査期間

1月から12月までの1年間

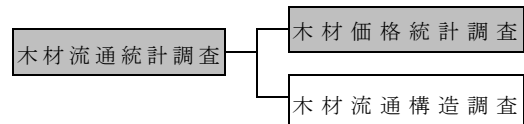
##### エ 調査の方法

基礎調査については、製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）、合单板工場、木材チップ工場、LVL工場、集成材工場及びCLT工場であって、調査年の12月31日現在で事業を行っているもの及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降であるものを調査対象に、全数調査階層、標本調査階層を設定し、オンライン等による調査を行いました。

#### (3) 木材流通統計調査

##### ア 調査の体系

（網掛部分は、この部に掲載している調査）



##### イ 調査の目的

木材の価格水準及びその変動並びに木材の流通構造を的確に把握し、木材の需給、価格の安定等流通改善対策等の推進に資することを目的としています。

##### ウ 調査期日

毎月15日現在

##### エ 調査の方法

木材価格統計調査の素材・チップ価格については、製材工場、合单板工場及び木材チップ工場を調査対象とし、調査品目別に素材消費量、木材チップ生産量の80%に達する都道府県から調査対象工場を選定し、委託した民間事業者が調査票を郵送、オン

ライン又はFAXにより配布し、回収する  
自計調査により行いました。

#### (4) 林業産出額

##### ア 統計の目的

林業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、林業行政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を提供することを目的としています。

##### イ 推計期間

1月から12月までの1年間

ただし、推計期間をまたいで狩猟される野生鳥獣（「推計の対象とした林産物の範囲」の「林野副産物採取」を参照）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び同法施行規則（平成14年環境省令第28号）により規定される狩猟期間（狩猟解禁日が推計期間に属する期間）としました。

##### ウ 推計方法

林業産出額において推計した部門は、木材生産、薪炭生産、栽培きのこ類生産及び林野副産物採取の4部門です。

林業産出額は、都道府県別に木材統計調査、特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量に価格（木材生産にあつては樹種ごとの山元土場価格<sup>注</sup>（やまもとどばかかく）、木材生産以外にあつては庭先販売価格）を乗じて推計しました。

注：山元土場価格とは、立木を伐採・造材した後、林道沿線等に集材した時点における価格をいい、具体的には素材（丸太）の市場価格から市場手数料、運賃等を控除した金額です。

なお、次の林産物の産出額については、全国値のみ推計しました。

##### (ア) 木材生産部門

パルプ工場に直接入荷されるパルプ用素材、輸出丸太及び燃料用チップ素材

##### (イ) 薪炭生産部門

まき

##### (ウ) 林野副産物採取部門

木ろう及び生うるし

都道府県別の推計値には、他の都道府県に販売された中間生産物（最終生産物となる林産物の生産のために再び投入される林産物をいいます。）を林業産出

額に計上しますが、全国値（本書未掲載）には、中間生産物を計上しません。このため、木材生産部門の産出額については、都道府県別の推計値に都道府県間で取引されたしいたけ原木を含みますが、全国値には含まないことから、全国値と都道府県計値は一致しません。

推計の対象とした林産物の範囲

| 部門       |     | 品目名                                                     |
|----------|-----|---------------------------------------------------------|
| 木材生産     | 針葉樹 | すぎ、ひのき、あかまつ・くろまつ、からまつ、えぞまつ・とどまつ、その他針葉樹                  |
|          | 広葉樹 | ぶな、なら、きり、その他広葉樹                                         |
|          | 竹材  | 竹                                                       |
| 薪炭生産     |     | まき、木炭（黒炭、白炭、竹炭及び粉炭）                                     |
| 栽培きのこ類生産 |     | しいたけ（生、乾）、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギ、その他栽培きのこ類      |
| 林野副産物採取  |     | まつたけ、野生鳥獣（イノシシ、シカ等）、樹実（くり、くるみ等）、野草（山菜及び薬草）、樹皮、木ろう、生うるし等 |

## 2 用語の解説

### (1) 林野面積

ア 総土地面積（農林業センサス調査時点）  
都道府県全ての面積をいいます。

農林業センサス農山村地域調査では、原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』の総土地面積によります。

#### イ 林野面積

「現況森林面積」に「森林以外の草生地」を合わせた面積をいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に相当します。

#### (ア) 森林面積

森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林の面積をいい、具体的には次に掲げる基準によることとしました。

a 木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地をいいます。

b 保安林や保安施設地区等の森林の施

業に制限が加えられているものも森林に含めました。

- c 国有林野の林地以外の土地(雑地(崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など)、附帯地(苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリエーション施設敷など)及び貸地(道路用地、電気事業用地、採草放牧地など))は除きました。

(イ) 現況森林面積

調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいいます。

(ウ) 森林以外の草生地

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいいます。

ただし、河川敷、けい畔、ていとう(堤塘)、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除きました。

(エ) 森林計画による森林面積

森林法に基づく、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の計画樹立時の森林面積をいいます。

(オ) 国有(林)

林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいいます。

(カ) 民有(林)

国有(林)以外の土地をいい、独立行政法人等、公有(都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区)及び私有(林)に分類されます。

a 独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人が所有する土地をいいます。また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが所管する分収林も含めました。

b 公有(林)

都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地をいいます。

都道府県が所管する土地は、林務主管課(部)所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等が所管するものを

いい、都道府県立高校の学校林、都道府県が設立した地方独立行政法人等の所管する土地、都道府県が造林又は育林の主体となっている分収林を含めました。

森林整備法人が所管する土地は、分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に規定する森林整備法人(林業・造林公社等)が所管する土地をいいます。

市区町村が所管する土地は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する地方公共団体の組合(通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため二つ以上の市区町村が作る組合。以下「町村組合」)並びに市区町村及び町村組合が設立した地方独立行政法人の所管する土地を含めました。また、市区町村が造林主体となっている分収林も含めました。

財産区が所管する土地は、地方自治法第294条第1項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいいます。なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は私有としました。

c 私有(林)

民有(林)のうち、独立行政法人等及び公有(林)を除いた土地をいいます。具体的には、個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している土地をいいます。

(キ) 林野率

総土地面積に占める林野面積の割合をいいます。

なお、全国、全国農業地域別及び都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方領土及び竹島を除いて計算しました。

(2) 素材生産量

ア 素材

用材(薪炭材及びしいたけ原木を除く。)に供される丸太及びそま角(集材や運材を容易にするため、4材面を現場で削り落と

して丸みを持った角材としたもの)をいいます。

#### イ 素材生産量

素材生産量の把握については、山元段階での調査が困難なことから、素材消費工場段階への入荷量をもって素材供給量とし、そのうち国産材供給量を素材生産量としています。

なお、製材用、合板用及び木材チップ用は、それぞれ製材工場、合単板工場及び木材チップ工場への素材入荷量です。

### (3) 林業産出額

#### ア 木材生産

伐木から用材（製材や木材チップ用等）に供される素材を生産することをいい、パルプ工場に入荷されるパルプ用素材を含みます。

#### イ 薪炭生産

伐木からまき及び木炭を生産することをいいます。

#### ウ 栽培きのこ類生産

ほだ木又は培養基（おがくず等）を用いてきのこ類を生産することをいいます。

#### エ 林野副産物採取

山林から天然のまつたけや生うるし等の林産物を採取することをいいます。

### (4) 木材及び製材

#### ア 製材

製材機を用いて、素材から製材品（板類、ひき割類及びひき角類）を生産することをいいます。

#### イ 輸入材

##### (7) 南洋材

ベトナム、マレーシア、フィリピン、インドネシア、パプアニューギニア等の南方地域から輸入される木材の総称で、きり、リグナムバイタ及びチークの3樹種を除いた全ての樹種をいいます。

##### (4) 米材

アメリカ合衆国及びカナダから輸入される木材で、樹種は問いません。主要樹種は、米つが、米まつ、スブルース、米すぎ、米ひのき等です。

##### (4) 北洋材

ロシア連邦から輸入される木材で、樹種は問いません。主要樹種は、北洋から

まつ、北洋えぞまつ、北洋とどまつ等です。

##### (エ) ニュージーランド材

ニュージーランドから輸入される木材で、樹種は問いません。主要樹種は、ニュージーランドまつです。

##### (4) その他の輸入材

南洋材、米材、北洋材及びニュージーランド材以外の輸入木材です。

#### ウ 用途別製材品

##### (7) 建築用材

土台、柱、桁、板等建築用に仕向けられる材をいいます。

##### a 板類

厚さが7.5 cm未満で、幅が厚さの4倍以上のものをいいます。

また、板類には、床板用の原板（えん甲板用原板及び広葉樹フローリング用原板）を含みます。

##### b ひき割類

厚さが7.5 cm未満で、幅が厚さの4倍未満のものをいいます。

##### c ひき角類

厚さ及び幅が7.5 cm以上のものをいいます。

##### (4) 土木建設用材

コンクリートパネル、土止め板、橋りょう用材等の土木用仮設材をいいます。

##### (4) 木箱仕組板・こん包用材

りんご箱、みかん箱、魚箱等多くの場合セットになっている仕組板、機械こん包用材、電線巻取り用材等をいいます。

##### (エ) 家具建具用材

たんす、机、テーブル、キャビネット等の家具用及び窓枠、障子、ふすま等の建具用に仕向けられる材をいいます。

##### (4) その他用材

上記に分類されない用途に用いるもので、造船車両用材、まくら木、機械部分用材、運動用具、腕木、たる・おけ用材、木型用材等をいいます。

#### エ 製材用動力

製材用機械の原動力（モーター等）をいい、製材機用だけでなく、これに付属する設備（目立機、巻き上げ機、ベルトコンベアー等）の動力も含めました。

### (5) 木材チップ生産量

#### ア 木材チップ

素材、工場残材、林地残材及び解体材・  
廃材からチップパー等を用いて生産したパル  
プ、紙、繊維板、削片板等の原料とする木  
材の小削片をいいます。

#### イ 木材チップ生産量

木材チップ工場におけるチップ生産量  
で、単位は絶乾重量（t）です。

なお、絶乾重量とは、含水率を検定して  
絶乾比重（含水率0％）に基づき算出され  
た実重量です。

#### ウ 木材チップの原材料入手区分

##### (ア) 工場残材

製材工場、合単板工場及びその他の木  
材加工工場で製品を生産した後にできる  
端材をいいます。

##### (イ) 林地残材

立木伐採後の林地において、玉切り又  
は造材により生じた根株、枝条等をい  
います。

##### (ウ) 解体材・廃材

家屋等を解体した際の古材、電柱材、  
足場丸太、くい丸太、まくら木等既に利  
用に供された木材をいいます。

### (6) 素材・木材チップ価格

#### ア 素材価格

製材用素材価格は製材工場、合単板用素  
材価格は合単板工場、木材チップ用素材価  
格は木材チップ工場における工場着購入価  
格です。

#### イ 木材チップ価格

パルプ向けチップ工場における工場渡し  
販売価格です。

## 3 利用上の注意

木材流通統計調査の素材及び木材チップ価格  
は、次の方法によって四捨五入しています。

| 原数           |                | 4 桁以上<br>(1,000) | 3 桁<br>(100) |
|--------------|----------------|------------------|--------------|
| 四捨五入する桁（下から） |                | 2 桁              | 1 桁          |
| 例            | 四捨五入する前（原数）    | 1,234            | 123          |
|              | 四捨五入した数値（統計数値） | 1,200            | 120          |